

飲食店を経営する皆様へ（受動喫煙防止対策）



健康増進法の改正により、2020年4月1日から **原則屋内禁煙** です。

- 2020年4月1日以降、新たに開設する店舗は**原則屋内禁煙**となります。なお、店内で喫煙する場合は、設置基準*¹を満たした
①「喫煙専用室」 ②「加熱式たばこ専用喫煙室」の設置が必要です。

《設置基準》*¹

- ・ 喫煙室の出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上
- ・ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている
- ・ たばこの煙が屋外又は外部に排気されている

- 既存の経営規模の小さい飲食店^{*2}は、店内全部又は一部を喫煙しながら飲食できる ③「喫煙可能室」の設置も可能です。【経過措置】

- ・ 「喫煙可能室」を、店内の一部に設置する場合は、設置基準*¹を満たすことが必要です。
- ・ 店内全部を喫煙可能とする場合は、たばこの煙が室外に流出しないよう、壁、天井等の区画が必要で
- ・ 「喫煙可能室」を設置する場合は、管轄する保健所への届出が必要となります。その際は、客席部分^{*3}の床面積に係る資料（店舗図面等）と資本金の額または出資の総額に係る資料（登記、貸借対照表、企業パンフレット等）について、お店で保存をお願いします。

※ 2020年4月1日以降に何らかの状況の変化があった場合、引き続き、既存の飲食店に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断します。【厚生労働省「改正健康増進法の施行に関するQ & A」5-1-2より】

《既存の経営規模の小さい飲食店》*²

- ・ 2020年4月1日時点で営業している店舗
- ・ 資本金または出資の総額5,000万円以下
- ・ 客席面積が100㎡以下

《客席部分》*³

客に飲食をさせるために客に利用させる場所（店舗全体のうち、客席から明確に区別できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指す）

- 喫煙できる部屋を設置した場合は…
↳ (①「喫煙専用室」 ②「加熱式たばこ専用喫煙室」 ③「喫煙可能室」)
 - ・ 喫煙室や店舗の入口に**標識の掲示**が必要
 - ・ 喫煙エリアには、客、従業員ともに**20歳未満は立入禁止**となります。
- 義務違反時には、罰則が科されることがあります。

- 屋外についても、店舗の出入口付近や、人が多く集まる場所には、喫煙場所を設置しないよう配慮をお願いします。

※本県独自の取組として、屋外に喫煙場所を設置する場合に、通路、出入口、子どものいる空間等から概ね10m以上離す「10mルール」を設定しています。【山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）より】

(参考) 喫煙室について

類型	設置の基準		標識の掲示 (例)	
	※いずれの喫煙室も 20 歳未満は立入禁止		[お店の入口]	[喫煙室の入口]
① 喫煙専用室	店内の <u>一部</u> に設置可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙のみ可 (加熱式たばこを含む) ・ 飲食不可 	 <p>喫煙専用室あり Designated smoking room available</p>	 <p>喫煙専用室 Designated smoking room</p>
② 加熱式たばこ専用喫煙室	店内の <u>一部</u> に設置可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加熱式たばこのみ喫煙可 ・ 飲食可 	 <p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p>	 <p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room</p>
③ 喫煙可能室	店内の <u>全部</u> 又は <u>一部</u> に設置可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙可 ・ 飲食可 	(店内の <u>一部</u> に設置)	 <p>喫煙可能室 Smoking room</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙可 ・ 飲食可 <p>(店内の<u>全部</u>に設置)</p>  <p>喫煙可能店 Smoking area</p>	 <p>喫煙可能室あり Smoking room available</p>	

健康増進法について、より詳しい情報は以下の WEB サイトでご確認ください。

厚生労働省
特設サイト



厚生労働省
(法令等)



山口県の
受動喫煙
防止対策



「喫煙可能室設置施設 届出書」の提出、たばこ対策(受動喫煙防止対策)に関するご相談は管轄の健康福祉センター(保健所)へ

お問い合わせ先	住 所	電 話
岩国健康福祉センター	〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1	☎0827-29-1523
柳井健康福祉センター	〒742-0031 柳井市南町 3-9-3	☎0820-22-3631
周南健康福祉センター	〒745-0004 周南市毛利町 2-38	☎0834-33-6425
山口健康福祉センター	〒753-8588 山口市吉敷下東 3-1-1	☎083-934-2531
山口健康福祉センター防府保健所	〒747-0801 防府市駅南町 13-40	☎0835-22-3740
宇部健康福祉センター	〒755-0033 宇部市琴芝町 1-1-50	☎0836-31-3202
長門健康福祉センター	〒759-4101 長門市東深川 1344-1	☎0837-22-2811
萩健康福祉センター	〒758-0041 萩市江向 531-1	☎0838-25-2669
下関市保健部健康推進課	〒750-0006 下関市南部町 1-6	☎083-231-1408

【お問い合わせ先：山口県健康福祉部健康増進課 電話 083-933-2950】